

# 国百四十二回 参議院法務委員会会議録 第十号

平成十年四月九日(木曜日)  
午前十時開会

委員の異動

四月八日

辞任 円 より子君

補欠選任  
広中和歌子君

補欠選任  
萱野 茂君

三重野栄子君

事務局側 常任委員会専門員  
外務大臣官房領 事務局側 常任委員会専門員  
吉岡 恒男君  
内藤 昌平君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

武田 節子君

依田 智治君

清水嘉与子君

橋本 大森

平野 貞夫君

遠藤 要君

岡部 三郎君

長尾 立子君

林田悠紀夫君

前田 黽男君

松浦 功君

萱野 茂君

角田 義一君

三重野栄子君

山田 俊昭君

矢田部 理君

○委員長(武田節子君) 本日の会議に付した案件について御報告いたします。

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(武田節子君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。  
昨八日、円より子君が委員を辞任され、その補欠として広中和歌子君が選任されました。

また、本日、照屋寛徳君が委員を辞任され、その補欠として三重野栄子君が選任されました。

○委員長(武田節子君) 法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○依田智治君 質疑のある方は順次御発言願います。

○依田智治君 自由民主党の依田智治でございました。自由民主党を代表して、簡単に法案の基本的問題を質問させていただきたいと思います。

○政府委員(竹中繁雄君) 出入国管理法のこの改正点、いろいろ関係者からお見えになりますが、政

令で定める地域というのが書いてあります。この政令で定める地域というのは現時点では台湾というように理解してよろしいか、まずこの点を。○政府委員(竹中繁雄君) 委員御指摘のとおり、台湾を予定しております。

○依田智治君 台湾としますと、沖縄とも近いところの数でございますけれども、平成二年以降、大体六十万ないし七十万という高い水準で推移してまいりました。ちなみに昨年は八十五万七千八百七十七人となっておりまして、平成七年から九年までの二年間で約四〇%の増加になっております。

○政府委員(竹中繁雄君) 我が國へ入国した台湾の人々の数でございますけれども、平成二年以降、大体六十万ないし七十万という高い水準で推移してまいりました。ちなみに昨年は八十五万七千八百七十七人となっておりまして、平成七年から九年までの二年間で約四〇%の増加になっております。

○依田智治君 これまでこれだけ大勢の人が入っ

てくるんですが、外務省、法務省とも一々証明書を発行したり大変苦労が多かったというふうに聞いています。今度のこの法律の改正によって事務の大幅な省力化、合理化がなされるんじやないかと思いますが、概要をちょっとお伺いしたいと思います。

○政府委員(竹中繁雄君) 台湾護照が我が入管法上の旅券とされますと、まず外務省関係の事務で

は非常に要望の強いものでございましたが、政

は非常に要望の強いもので

に扱っている国というのも相当多いと思いますが、世界の状況はどんなもんになっていますか。

○政府委員(竹中繁雄君) 先生御指摘のとおり、

台湾をもう国家として認めていた国については当然これを旅券として認めていたわけでござります。

一方、そういう国がどういう扱いをしているかということございますが、國で言いますとアメリカ、カナダ、豪州、ニュージーランド、タイ、韓国、イギリス、フランスというようなことで、主要な国が台湾護照をそこの国の方令に基づきあるいは運用によりましてその國の出入国管理上有効な旅券として取り扱っておられます。

○依田智治君 世界の状況はそんな感じですが、我が國の場合は、日中國交正常化の日というのが昭和四十七年九月二十九日ですが、それ以後出音

法上の旅券には当たらぬということで今日のよ

うな非常に面倒な措置になっておったわけです。一方、日台間については、非常に我が國と近接して、しかも二千万以上の人口を持って経済等も発達している地域であるというようなことから、民間協定で交流協会、亞東關係協会というものが双方で窓口になりながら、在外事務所で双方の住民等についての入国や在留等に関して必要な便宜を図ろうということになっていたわけですが、やっぱり民間には限界があるということで今回の措置がとられるることは私は非常に結構なことだと思います。

○角田義一君 外務省、ちょっとお願ひします。

○委員長(武田節子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、千葉景子君が委員を辞任せられ、その補欠として菅野茂君が選任されました。

○依田智治君 終わります。

この日、中共共同声明の趣旨との関係でどのように考えておられるか、これをお伺いして私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(下稻葉耕吉君) 委員御指摘のとお

り、我が國は昭和四十七年九月二十九日に日中共同声明が締結されまして、この日中共同声明に基づきまして嚴然として日中間の交流を行っている

われです。そこで、台湾との関係を非政府間の実務関係として維持しているわけでございます。

今般、入管法を改正いたしまして台湾護照を我が國の入管法上有効な旅券として取り扱うのは、

日本台間ににおける民間交流の増大に伴う出入国管理

関係事務の負担軽減を図るためにものでございまして、日中共同声明との関係で何ら問題を生ずるものではない、このように理解いたしております。

○依田智治君 終わります。

○委員長(武田節子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、千葉景子君が委員を辞任せられ、その補欠として菅野茂君が選任されました。

○依田智治君 終わります。

その辺は抜かりなくやつておると思いますけれども、ちょっと状況説明をしておいてください。

○政府委員(阿南惟茂君) ただいま先生御指摘の

よう、中国は原則を重んじる國でござりますし、特に日本と台湾との関係についてはこれまで大変敏感に反応をするということがございましたので、私どもも今回の法律改正につきましては、

先ほど國務大臣の御答弁がございましたように、もちろん日中共同声明に照らして何ら問題ないわけでございますが、やはり中國側にいろいろな懸念が生じる可能性もござりますので、これまでも

どういう考え方で大体どういうふうにやるのかと

いうことは累次説明をしてきております。

向こうから内々意見は出ておりますが、それも共同声明違反じゃないかというような形での意見の表明はございませんので、中國側としては、こ

ういう法律改正ということで日本政府の台湾に対する姿勢が変化したんじゃないかという誤解を与えないようにしてもらいたいというようなことは言つておりますが、これまでも私どもといたしましては内々十分に説明してきているつもりでござります。

○角田義一君 法案が提出されて衆議院を通り、きょう參議院で委員会を通るわけであります。中国の駐日大使館筋でのこの法案に対する公式なコメントなりは具体的にはあるんでしょうか。どうなんでしょうね。

もしれませんが、大人の態度といましょか、

そういう態度をとると思います。しかし、あの国

は非常に原則というのを重んじる國でもございま

す。原則は原則として、いろいろな取り扱いに

ます。原則は原則として、いろいろな取り扱いに

ます。原則は原則として、いろいろな取り扱いに

ます。原則は原則として、いろいろな取り扱いに

ます。原則は原則として、いろいろな取り扱いに

ます。原則は原則として、いろいろな取り扱いに

ます。原則は原則として、いろいろな取り扱いに

ます。原則は原則として、いろいろな取り扱いに

ます。原則は原則として、いろいろな取り扱いに

ぱり外務省が俗に日本の言葉で言う根回しといいます。この意味は、先ほども申し上げましたよう

に、このこと自体が共同声明違反だと言っている

わけでも何でもございません。ただ、やり方に

よつては國際社会で誤解を受けるかもしれない、そう

また台湾の方に誤解を与えるかもしれない、そう

いう意味で慎重に対処してほしいと、こういうコ

メントだと私は理解しております。

○角田義一君 今後もいろいろ台湾問題というの

は非常に微妙な問題になつていざわですから、

外務省としてもよく心得てやつていただきておる

と思ひますけれども、その辺をお願いしておきた

いと思います。

近年、台湾と日本との交流関係というのは非常

に活発になってきておりますが、過去三年間ぐら

いで日本から台湾へ訪れている人は一体どのくらい

あるのか。そしてまた、今回の日本の改正に

よつて一種の相互主義のような形がとられるのかどうか。台湾の方も日本と同じような便宜という

か、そういうものを与えるのかどうか、外務省、

その辺ちょっと説明してください。

○政府委員(阿南惟茂君) 台湾を訪問いたしました日本人の数は、過去三年の例で申し上げます

と、一九九五年が約九十一万人、九六年が九十二万人、九七年約九十一万人、こういう大体九十一万人、二万という水準でございまして、これは日本人の渡航先別では米国、韓国、中国、香港に次いで第五番目ということになります。

それから、台湾での日本人の入国手続上の扱い

でございますが、日本人の台湾訪問者が渡航する

場合には、観光目的で一週間以内の滞在であれば

原則として査証を要しないということございま

して、また、台湾の空港等、入国に際しましては

日本の旅券に出入国のスタンプが押されるという

措置がとられております。

○角田義一君 そうすると、日本の今回の法律改

そのあたりについて、これは本来外務大臣の話かと思いますが、出入国管理行政の責任者、今回こういう法律を主管する立場として法務大臣に、

今度の法律を提案しこれを施行することについて

うふうには思うわけでありまして、その辺はやつ

て残っているわけです。

○政府委員(阿南惟茂君) これは、この法案提出のための閣議決定があつたときに、その機会に中

正によっても、今の局長がお話ししているような台湾の扱いというのは特段変わるものはないということでしょうか。

○政府委員(阿南惟茂君) むしろ日本の今回の法律を通じただければ、それ以降の扱いが台湾の現在の扱いと同じようになるというふうに考えておりますので、こちらの措置の変更に伴つて向こうがさらに変えるということは予想されておりません。

○角田義一君 ところで、この法律ができますと改めて出入国管理及び難民認定法の十四条の「寄港地上陸の許可」ということが問題になつてくると思うんですけれども、「七十二時間の範囲内で当該出入国港の近傍に上陸することを希望する場合において、云々とありますけれども、七十二時間ですからおのずから範囲というものは限定されることは思うんですが、この新しい制度ができる前の取り扱いは具体的にはどうなりますか。

○政府委員(竹中繁雄君) 今現在は台湾からお見えになる方については寄港地上陸の適用がないわけでございます。

したがいまして、この近傍の話も実は余り今まで大きな問題になつてゐるわけではございませんで、今現在の取り扱いは、那覇等にお見えになるお客様につきましては、大体沖縄本島の中、七十二時間の範囲内であれば自由に動けるという取り扱いになっております。

○角田義一君 沖縄の人たちはいつときも早くとということで願つてゐるんですけど、台湾から来る人たちは必ずしも沖縄だけには限りませんね、羽田に来る人だって当然いるわけでしよう。そうすると、そういう人たちの七十二時間云々というのはどういうふうになるんですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 先生おっしゃるとおり、まさにこれは日本全国で適用になる法律でございますので、当然東京にお見えになる方も関西にお見えになる方にも適用になるわけでござります。

したがいまして、例えて申しますと、台湾から

ハワイに行かれた旅行者が帰りに東京に寄つてデイズニーランドを見て帰るのであれば七十二時間で十分であるというような場合に、ディズニー

ランドに行って七十二時間以内でもって観光されることは現在もしばしば行われています。これは台湾ではございませんけれども、台湾以外の地域についてそういうことは行われておりますし、台湾の方々についても、この法律を御承諾いただきまして可能になつてくるということです。

○角田義一君 条文を読めばわかるんじゃないかなと思うんですけど、ちなみにその七十二時間

を超えた場合はどうなるか、罰則か何かあるんですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 七十二時間を超えた場合はやはり不法滞在ということになります。

○角田義一君 つまらぬことかも知れなけれども、現実にそういう問題は起きているんですか、罰則の規定もございます。

○政府委員(竹中繁雄君) 大体は守られているんですけど、出身国によつては、必ずしも十分に守られていない国からお見えになる方もしばしばございます。

具体的な名前は控えますけれども、日本のビザを取得しにくいような国からお見えになる方の中には時々そういう例がございます。

○角田義一君 今回、こういう法律の改正というものをしなければ、いわば台湾の権限ある機関が発行した旅券に相当する文書というものを入管法上の旅券とすることはできない。要するに、これは法律の改正というものがどうしても絶対的に必要だということなんですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 旅券の定義は入管法に書いてあるのでござりますけれども、入管法の二条第五号といふところでの関連の部分だけ

設けてこれを含ませるように法律を改正する必要があるということでございます。

○角田義一君 最後に二つだけ聞いておきます。この法律を改正して悪用されるということはないと思いたいんですけど、先ほどちょっとお話をあつたような不法滞留者が大幅にふえるとか、あるいはまたいわば新しい旅券を偽造するとか、そういう心配あるいはそれに対する対応といふのをあわせて考えておられると思いますけれども、そのことだけについて質問して終わらたいと思います。

○政府委員(竹中繁雄君) 不法滞留者が全体として二十七万数千という数がございまして、これに対しては何とかしなきゃいかぬということで日本から臨んでいます。

○政府委員(竹中繁雄君) 台湾につきましては、今のところ台湾から本邦に入国して不法滞留している人の数というのは、これはことしの一月一日現在の数字でございます。

○政府委員(竹中繁雄君) これは九千四百三十人という数字でございます。

○政府委員(竹中繁雄君) ですから、これは二十七万何千のうちの一万人に満たない数ということで、入ってこられる数

が全部で年間八十五万あるわけですから、そういうことから、これは二十七万何千のうちの一万人に満たない数ということで、入ってこられる数

をしつかりやついくつもりでございますけれども、台湾の旅券を入管法上の旅券として認めるということによって大きな問題になるということは恐らくないだろうと予想しております。

○角田義一君 最後に一つ。

きょうはちょっと欠席されておりますけれども、照屋先生からは、何しろこの法律を早く通してもらつてゴールデンウイークに間に合わせてほしいということを盛んに言われて、私どももいと言つたんですけども、結局ゴールデンウイークに間に合わないと。申しわけないよう

思います。

○政府委員(竹中繁雄君) 不法滞留者が全体として二十七万数千という数がございまして、これに

対しては何とかしなきゃいかぬということで日本から臨んでいます。

○政府委員(竹中繁雄君) この法律を施行します

場合に、私ども入官の職員が日本全国に散らばつておりますけれども、これに周知徹底して遗漏のないようにしなきゃいけませんし、それから恐らく在外公館に関しても外務省さん同じようなこと

をおやりになるんだだと思います。それから外務省から伺つていてところでは、一部の事務機器のス

ペックを変えるといいますか仕様を変えるという

ようなことも必要で、やはり最低限一月は必要だ

ということです。それから、これは周知徹底して漏れなく実施する必要があります。

○角田義一君 ですから、ゼロではないわけですから引き続き我々もしっかり見ていかなきゃいけないと思います。

○角田義一君 それから、一方におきまして偽変造文書はどうかということですけれども、これも平成九年の総数で三千五百二十九件という数字が出ておりますけれども、台湾からの方でそういうことをやられた方は、ゼロではないんですけども、これが非常に少ないということです。

○角田義一君 したがいまして、私どもとしてはこういうことがあります。したがいまして、台湾護照は明らかにこ

が起きないように引き続き十分注意して入管管理

それから、ゴールデンウイーク前にというのでも、何か皆さん日本のゴールデンウイークを想定しておられるようですが、これは台湾のゴールデンウイークがあるのかなという問題でもありますし、そこら辺は特に深く追求いたしませんが、いずれにしましても、当初の予定になかったものが出てきたという感じで、しかし理由をお聞きしてみれば沖縄振興策という意味もあって、それなりの理由づけがあるわけです。

そこで、こういう形で出てきた理由、背景というものをお教えていただきたいと思います。

○政府委員(竹中繁雄君) 先ほど申し上げておりますように、台湾から我が国への入国者の数が近年急増しておるというのが一番の大きな理由でございます。その結果、渡航証明書の発給にかかる事務等が極めて煩雑になってきており、これを外務省からも報告を受けております。したがいまして、これに関する出入国関係事務の簡素合理化を早急に図る必要があるということことで、その解決策として本改正案を提出したというわけでございます。

○大森礼子君 私が今質問したのは、提出予定法案は内閣、政府がどういうふうな法案を提出するか、議員立法は除きますけれども、一応あるわけですね。それを見て我々はまたこんな法案が来るなんだなというふうに思うわけですけれども、それになかつたたというのはいかなる理由によるものでしようかという質問です。

○政府委員(竹中繁雄君) 早く気がついて出せばそれにこしたことはなかったと思うんですけれども、一昨年の台湾からお見えになるお客さんは前からわかつていたわけですけれども、昨年は大体どのぐらいになるかなということに関して必ずしも十分注意を払っておりませんで、昨年の数字がある程度わかつた段階で、やっぱりこれは早急に何かやらねばならないということでこういうタイミングになつたわけでございます。

○大森礼子君 すつきりしませんけれども、これにてお尋ねいたしましたので、質問させていただきます。  
先ほど、角田委員の方からも御質問があつたんだけれども、対中國との関係でいろいろ慎重に運んできたためかなうでもないようなのでこれ以上は法務省の方にお尋ねしません。  
そこで、きょうは阿南アジア局長に来ていただきまして、きょうは阿南アジア局長に来ていただけます。  
ですけれども、この法案が通ることによりまして、台湾の発行しました文書というものを正式なものと認めるわけではありませんけれども、それと同等なものとして扱うことにはなるわけですが、そのことによって、对中国との関係で台湾を特別扱いすることになるのではないかという問題が生じないのかどうかです。  
それから、先ほどアジア局長がお答えになりました中国外務省スポーツマンのコメントで、日本政府が日中共同声明と日中平和友好条約の原則を厳格に遵守し、問題を慎重に処理するよう求めている、こういう発表をアジア局長も引用されたわけですけれども、慎重に処理することについて、普通、外交上こういう言葉が使われる場合はどういうことを意味しているのか。  
それから、まとめてお尋ねいたしますけれども、政府がこういう法律を通すことによりまして、今後の日中関係等の見通しといいますか、何か影響を及ぼすものかどうか、ここら辺について外務省の御意見を伺いたいと思います。  
○政府委員(阿南惟茂君) 台湾に関する我が国の立場は、御案内のように、日中共同声明第三項に明記をされておりまして、この立場に基づきまして、我が国は台湾との関係を非政府間の実務関係としてこれまで維持してきているわけでござります。  
今般の人管法改正も、先ほど来入管局長の方から御説明がございますが、目的は、日台間ににおける民間交流の増大に伴う事務負担の軽減というこ

とございました。また、この改正の中身も、現行の日本国政府の承認した外國政府の発行した旅券等と、今回の台灣の権限のある機関の発行した一定の文書というものは明確に区別をしているわけございまして、こういうことから、台灣を國であるとか台灣当局を政府であると認めるということではないということははつきりしているわけござります。

それから、中國外交部のスポーツマンが日本政府に慎重な対応を求めた、この慎重なというのは外交上どういう意味かというお尋ねでございましたが、外交用語として、慎重にというのが特別な意味を持つていてるわけではございません。私どもは、この法律改正の仕方そのもの、そしてまた今後の運用で、先ほどちょっと申し上げましたが、台灣側、そして國際社會に対して日本の台灣に対する基本姿勢、政策が変わったというような誤解を与えないように、そういう点で慎重に対処してもらいたい、こういう注文だというふうに受けとめております。

また、これが日中關係にどういう影響を与えるかという御質問でございますが、以上申し上げましたようなことで、中国政府の當局者にはまだ當局者の立場もございますから、これで結構だと明確に言ったわけではもちろんないわけでございますが、これまで日本側の考え方を十分に説明してきておりますので、この問題が日中關係の現状に消極的な影響を与えるとか流れを変えるということはないと言ふことは考えております。

御案内のように、昨年は日中國交正常化二十五周年、ことしは日中平和友好條約締結二十周年という年でございまして、日中關係は昨年の兩國首腦の相互訪問、またことしは、今月新しく國家副主席になりました胡錦濤さんが日本に来られる、九月には江沢民國家主席も来られるというようなことで、先般のロンドンにおける日中首腦会談、日中外相会談におきましても、二十一世紀に向かって日中関係を発展させていくという首腦間の合意もございました。こういう流れがこのまま

○大森礼子君　どうもありがとうございました。  
　それでは次に、これは法案の周辺問題ということでお尋ねするのですが、三月十日の大臣所信表明におきまして、大臣は、第五としまして出入国管理行政の充実強化ということについて触れておられます。その中で、不法入国者、不法滞在者の数を減ずるための効果的な対策、それから要員の確保等の所要の体制整備、それから職員研修の充実強化等に努めていくとおっしゃったわけです。  
　きょうはそれぞれの具体的な計画をお尋ねしようと思つたんですが、申しわけございません、時間の関係でまたこの次に聞かせていただきます。  
　先ほど角田委員の質問に答えられて、偽造渡航パスポートについては、何か台湾の方は少ないというふうなお答えがあつたと思うんですけども、ただ、昔、私仕事しておりますと、これは兎春喜犯の場面ですけれども、一度裁判で有罪判決を受けて強制送還された、何かいつの間にかまた帰ってきた。要するに、これは偽造の渡航証明書ということだと思うのですけれども、やはりこれからは偽造パスポート、あるいは台湾だと偽造渡航証明書とか、こういうことも次第に巧妙になつてくるのかなという気もいたします。  
　こういう取り締まりにつきましては、入管の現体制では非常に限界もあると思いますし、あとは警察の方の役割に食うところが大きいと思うわけでございます。こういう不法入国者、不法滞在者等の取り締まり等につきまして、警察としまして今後どのように取り組んでいかれるのか教えていただければと思います。  
○政府委員(伊東興治君)　昨年中、警察と海上保安庁で検挙した不法入国者が千七百五十一人とこれまでの最高となつております。この背景には、集団密航事件の検挙人員が千三百六十人と大きく激増している、これが影響しているものと考えております。  
　警察としましては、こうした趨勢を背景にしま

して、昨年四月一日以降、警察庁と各都道府県警察に来日外国人犯罪対策室というようなものを設置しまして、蛇頭を初めとする国内の受け入れフローカー、こうした密航請負組織の実態解明と事件化に努めてきているところでございます。また、こうした蛇頭のグループは中国で密航者を募集するということありますので、中国政府に対する政府レベルの密航防止の申し入れ、これを継続していきたい。さらに、中国公安部などの関係諸外国の治安機関と積極的な情報交換を行ながらさるに密航組織の摘発に努めていきたい。

また、国内では、海上保安庁、法務省等関係機関との連携をいろいろ強化しておりますが、加えて漁協とか沿岸住民の協力を得ることによりまして沿岸警戒を強化して密航者の水際検挙にも当たりたい、こういう形で総力を挙げて取り締まり対策を推進していく所存でございます。

○大森礼子君 それでは、最後に大臣にお尋ねいたします。

所信表明の中で、大臣は、内外のいわゆるブローカー組織や暴力団関係者が組織的に関与する集団密航事犯等にも厳しく対処していくというふうに述べられました。

昨年に法改正があつたわけですから、この施行日というのが平成九年五月十一日となりますので、約一年たとうとしております。それで、昨年の入管法改正の効果というものがどのようにあらわれておるか、大臣にお尋ねしますので細かいことはもちろん結構ですが、大臣はどのように効果があらわれてきたと御認識でしょうか。

○国務大臣(下稲葉耕吉君) 昨年、おかげさまで入管法の改正をしていただきまして、蛇頭等に対する対策ということでいろいろ罰則を強化していただきました。

そこで、先ほど警察庁からも話が出たわけでござりますが、あの法律改正前十一カ月間と改正後十一カ月間の検挙件数等をちょっと見てみます

と、平成八年六月から九年四月までの十一カ月間で六十九件、千三百七十二名を検挙いたしており

ます。平成九年五月から平成十年三月までの十一カ月間で四十八件、七百十九人ということになります。件数も減っておりますが、人員についても大体半分近くまで減少してきております。

ということは、日本ではこういうふうなものに対する取り締まり強化の体制が大変しかれているということが相手側にも周知徹底してこういうふうな傾向になつてきておるのではないか。もちろん油断するわけにはまいりませんけれども、私は効果が上がっているというふうに判断いたしております。

○橋本敦君 続きまして、質問をさせていただきます。

本件の法案について私ども賛成の立場ではあります。ですが、一番大きな問題になりますのはやっぱり一つの中国という国際的な基本問題だと思いま

す。

一九七二年九月二十九日に北京で調印されました日中共同声明、これに關していわゆる一つの中華人民共和国を唯一の正統政府として國交を回復す

ることを主張し続けてきた党として、日中國交回復の実現を歓迎するという声明を発表させていた

きました。

政府もこの立場を今日も貫いていらっしゃると

いうことであります。この問題について、先ほ

どアジア局長から中国側の対応について若干のお話がございました。しかし、表向き国交という立

場の原則を考えますと、この問題については、二

十四日の中国外務省スポーツマンの声明にもありますように、日本政府が日中共同声明と日中平和友好条約の原則を厳格に遵守し、問題を慎重に

することはアジア局長も御指摘のとおりでござります。

○橋本敦君 この点で、私はそういう意味での日中間の国交は大事だと思うんですが、依田委員がおっしゃっていただくことが事態の円満な解決に資すると思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(下稲葉耕吉君) 委員御指摘のとおり、中国は一つでございます。

○橋本敦君 そういう立場を踏まえて次の問題に移らせていただきますが、この問題については沖縄県から國際都市形成に向けた新たな産業振興策として平成九年十一月に要望が出されてまいりました。

○橋本敦君 そういう立場を踏まえて次の問題に移らせていただきますが、この問題については沖縄県から國際都市形成に向けた新たな産業振興策として平成九年十一月に要望が出されてまいりました。

○橋本敦君 その一つが査証手続の簡素合理化とすること、団体旅行客に対する査証処理等の簡素化、並びに數次査証の滞在期間を九十日に、有効期間を五年に延長し、あわせて査証を免除するという要望が一つはございます。

○説明員(内藤昌平君) 私どもも、沖縄県が国際観光発展のために先生が今御指摘のいろいろな要望を出していることはかねてから検討しております。その中でも、査証の面で手続の簡素化等、この目的に合ったこととして何が可能か、現在、鋭意検討中でございます。

なお、御指摘のように沖縄県に海外からの観光客が入っておりますが、その九〇%は台湾からの観光客であるということは私どももこの点十分わきまえておりまして、今度の法改正により出入国

関係事務の簡素合理化が図られれば、その結果として、台湾住民に対する査証発給手続も迅速化されます。沖縄県の観光発展にも資するところと考えております。

○橋本敦君 今言つたような検討の中でも、具体的に先ほど私が指摘した現実の問題として、滞在





いろいろ問題点を各所に派生させているのではないかとあります。

例えば、お医者さん、嘱託医などを置かなきやならぬということになつてはいるのに十分な医療が行われていない。例えば私の地元の牛久にある東日本センターなどでは神経科のお医者さんが嘱託医かなんかになつていて、一般的の病状等について診断しにくい、あるいはまた診察ができないというようなこともあります。病人に対する処遇の問題もあり、さらにはまた、例えば名古屋入管などでは運動をさせなきやならぬということになつておるのに全く運動させていない、外での運動を認めないとか、差し入れなどについての問題もあります。ある敬けんなクリスチヤンが強制収容された、賛美歌をCDに入れようとしたらそんなものはまかりならぬと書って差し入れもできないといふような事例も指摘をされているわけであります。

もう一点だけ申し上げておきますと、過日、東京の入管でイラン人が事故で亡くなりました。これは暴れて転倒して死亡したというのが新聞等で発表されているのであります。この死因をめぐつていろんな疑問も関係の弁護士などから提起をされているのであります。ものを感じられるわけあります。もうちょっとそういう扱いとか処遇とか、事件や問題があつたらオーブンに關係者に明らかにするというような対応をしてしかるべきものと考えますが、まとめて御返答をいただきたいと思います。

○政府委員(竹中繁雄君) まず、収容所の各種の問題でござりますけれども、私どもができるだけもっとよくしたいと思っていける部分もあるわけでございまして、例えば医療の關係でございますと、収容所には大体医者と看護婦を常時いていたりするような体制がやっと最近でき上がりまし

た。今の東京におられる方は、専門は精神でござりますけれども、それ以外のことに関しては非常に能力のある方だという評価を私どもは伺つてお

ります。それから、そういう医者がいないところに關しましては、最寄りの病院と連絡をとつてそれを診てもらうという状況でございます。それから、運動につきましては、確かに私どもとしましてはできれば少なくとも一日一回は屋外で運動させたいということです。さういいますけれども、これは実は施設の関係ともう一つは人間の関係で、我々もかなり努力しているんですけどね。でも、そちらの方の制約で十分にでき切らない面があることは事実でございます。

それから、イラン人の話でござりますけれども、これは昨年の八月九日に東京入管の収容所に打して病院において死亡したという事件でございました。同局の入管管理官八人が傷害致死により東京地方検察庁に送致された旨の新聞報道がなされておりますけれども、同検察庁から本年三月三日までありますけれども、当局職員がとった措置には犯罪の疑いがないとして不起訴の処分となつております。なお、東京入管理局からは、この結果を在京のイラン大使館に通報しております。

○矢田部理君 その事件にもまだ幾つかの疑問が残っているやに伺つておりますのが一つと、それから、収容された外国人女性に対するセクハラなどがしばしば行われていたり、差別的な扱いがなされたり、長期収容で仮放免の制度もあるわけであります。その運用について問題が出されたりしているわけです。

○委員長(武田節子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十九分散会

ものと考えますが、大臣のお答えをいただいて終わりたいと思います。

○国務大臣(下柳葉耕吉君) オーバーステイで滞在して検査された人なんかも八十数カ国にわたつてゐるよう聞いております。非常に多岐でござります。しかし、御指摘のように基本的人権を尊重して、私どもとしては細かく気を配つてできるだけの努力を続けてまいりたい、このように思いました。

○委員長(武田節子君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

出入人管規及び難民認定法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(武田節子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(武田節子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十九分散会

○委員長(武田節子君) 本案施行による減収見込額は、約一億二千万円である。

○委員長(武田節子君) 本案施行に要する経費としているわけです。

本案施行による減収見込額は、約一億二千万円である。

○委員長(武田節子君) 本委員会に左の案件が付託された。

一、オウム真理教に係る破産手続における國の債権に関する特例に関する法律案(衆)

二、オウム真理教に係る破産手続における國の債権に関する特例に関する法律案(衆)

三、オウム真理教に係る破産手続における國の債権に関する特例に関する法律案(衆)

第一条 この法律は、平成七年二月二十日に発生した地下鉄サリン事件等において不特定又は多数の者が被つた惨禍が未曾有のものであることを踏まえ、オウム真理教に対する破産申立事件において債権を届け出た被害者の救済を図ることの緊要性にかんがみ、当該破産申立事件における國の債権に関する特例を定めるものとす